

痰壺省令から始まった結核対策

結核予防会アーカイブ委員
青木 純一

痰壺省令とは

日本における本格的な結核対策は、1904（明治37）年2月の内務省令、「肺結核予防二関スル件」からである。第一条で「学校、病院、製造所、船舶発着待合所、劇場、寄席、旅店其の他地方長官の指示する場所には適當箇所^{こゝ}に唾壺を配置せよ」と定めるこの省令は、痰壺の設置、患者の消毒と隔離を義務づける簡単な対策で、その内容から痰壺省令または痰壺条令とよばれた。同年7月にロンドンで開催した万国結核会議の決議条項をみると、第1に「結核病者の喀痰は人より人に結核病を伝える主要の媒介物^{みだ}であり、有病者が猥りに痰沫を喀出することを防止しなければならない」、第2に「病院及び診察所は肺労患者に結核予防の要点を記載した訓諭書を与え、また痰壺の適當な使用法を指示せよ」^{注1}とある。この頃の結核対策の柱が喀痰の取締にあり、それゆえ痰壺の設置は万国共通の取組みとなった。

省令に寄せる人々の期待

省令公布の翌日、新聞は「結核予防」と題し「肺結核の伝染し易い近年、この病者が著しく増加したのは世人の均しく認めるところで、この制度は我国の公の衛生上の一進歩」であると評した。その上で、「猥りに唾痰を吐くことは世界何れの国においても下層社会の常態で、東洋人は最もその悪習がある」。よって「国民は先づ自らこの悪習を改めなければ、省令に示す唾壺の配置は用を為さない」^{注2}と警告する。

ほかの新聞も論調は同じで、省令に強い期待を寄せる。ところが、記事には「肺病が遺伝病か、伝染病かについては今なおまちまちの議論がある」^{注3}とも伝えた。コッホ（R.Koch）による結核菌の発見から22年を経て、なお伝染病か遺伝病かの区別すら人々の中に定着してはいなかった。

雑誌に載る痰壺の情報

公衆衛生の普及をめざし設立した大日本私立衛生会がその機関誌に「結核病欄」を設けたのが1901（明治34）年、痰壺省令が公布される頃になると喀痰対策や

痰壺の情報を頻繁に載せるようになる。たとえば痰壺の素材は陶磁器、ガラス、金属など多彩で、製造元も素材や地域で異なる^{注4}。商品としての痰壺が注目され、「東京の山○商會が発売した衛生痰吐壺は円筒形で外部は全て金属で、内部には硝子の壺を入れ、底板縁に^{こうかん}槓杆装置があり、槓杆の一端を踏めば、蓋が開き、また放せば自然に閉蓋する」^{注5}と宣伝する。

痰壺は個人と公衆用とではその用途が異なる。雑誌は痰壺の素材や形状、堅牢さや安全性、喀痰処理の容易さ、コストといった観点からその性能を繰り返し記事にした^{注6}。また、当時の療養書も「痰壺に必要な点は破損の恐れがなく、底部が広くて転倒しにくく、消毒洗浄に便利なもの」^{注7}を推奨した。痰壺の中には個人向けとして携帯痰器もあった。安静療法の提唱者、ドイツ人医師デッドワイレル（P.Dedttweiler）が使用する痰壺は、片手で使用できるコンパクトな形状で、痰器の底のキャップを開いて喀痰を捨て、さらに洗浄もしやすい仕組みであった（**図1**）。

痰壺は喀痰対策の要として20世紀の終わり頃まで各地の学校、映画館、駅ホームなどで見られた。

追記 我が国では、前述の通り痰壺条令といわれる場合もあるが、正しくは痰壺省令であろう。

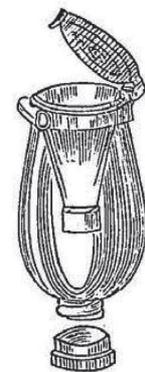


図1. デッドワイレル愛用の携帯痰器

註)

注1『大日本私立衛生会雑誌』第221号

注2『東京日日新聞』1904（明治37）年2月5日

注3『読売新聞』同日

注4 前掲雑誌、第253号

注5 前掲雑誌、第249号

注6 前掲雑誌、第250号

注7 石神亨『通俗肺病問答』丸善株式会社書店、1902年

さつませんだい 鹿児島県薩摩川内市の平佐焼の「痰壺」の寄贈に際して

結核研究所図書室

結核予防会アーカイブ委員 佐藤 和美

昨2023年（公財）鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センターより問い合わせがあった。「令和3年度に薩摩川内市で平佐焼窯跡群¹⁾の発掘調査を行い明治以降の近代の民間経営磁器窯跡で、窯業関連施設がまとまって検出された。その中で工房跡・物原から「痰壺」が20点ほど出土した。諸点について知りたい。

1) 明治37（1904）年に出された「肺結核予防に関する件（痰壺条令）と地方窯である平佐焼窯跡群が痰壺を製作した時期が重なるのか、2) 痰壺の製作・販売や流通網がわかるか、3) 大規模窯業地である肥前（有田・波佐見）では痰壺は見られていないので、平佐焼のような中小規模窯業地が大規模窯業地との競合を避け、棲み分けを図る一つの事例として捉えられるか。」

これまで結核研究所図書室には、故小松良夫氏の「杏結核資料館」より寄贈された痰壺が二つある（写真A）。陶器製で蓋がすり鉢のようになっていて真ん中に穴が開いている。

上記の質問に対し、図書室としては痰壺に関する論説は、青木純一著「結核の社会史」、御茶ノ水書房「(七) 喀痰 p.80-81」、および、公衆衛生誌の青木正和論文²⁾があったが、上記すべての質問に答える資料は見当たらなかった。ただし、青木純一氏からの助言として「痰壺条令の前後から、大日本衛生会雑誌などでは、痰壺を宣伝する広告があった。そこから販売会社や生産地を明らかにすると、新しい発見があると思われる。製

品に棲み分けという仮説も検証に値する。」というコメントも紹介した。また可能であれば結核予防会TBアーカイブ資料として、出土した痰壺の一部寄贈もお願いしたところ、幸いなことに上記埋蔵文化財調査センターより、今年、出土痰壺4点（完形上下セット2点、欠損上下セット1点、下のみ1点）をご寄贈いただいた（写真B）。その発掘調査報告書には、「痰壺は、本窯跡の特徴的な生産品の一つと考える。明治37（1904）年に導入された酸化クロム（緑色顔料）を主に用いて痰壺に染付をしていることから、本窯跡で明治37年2月の痰壺条令公布直後に痰壺を生産し始めた可能性がある。また大規模窯業地の肥前では痰壺は確認されおらず、平佐焼のような中小規模窯業地が大規模窯業地との競合を避け、棲み分けを図る一つの事例の可能性もある。」と当方のコメントも取入れて記されている³⁾。

結核予防会TBアーカイブ委員会では、上記センターに深謝するとともに、今後の貴重な展示資料として保管し、活用させていただきたいと願っている。🍵

注1) 平佐焼窯跡群：鹿児島県薩摩川内市天辰町皿山の川内川左岸、河口から上流の上床山に位置。安永5（1776）年、平佐郷白和に最初の窯が開かれたが閉窯。その後平佐郷領主が天辰の皿山に窯を開き、肥前有田の陶工を招き磁器生産を始めたのが平佐焼の起源。

注2) 青木正和：「わが国の結核対策の歩み」（https://www.jata.or.jp/rit/rj/2010_1.pdf）

注3) 公益財団法人鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センター 2024『平佐焼窯跡群（松山・柚木崎窯跡）』公益財団法人鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センター発掘調査報告書（54）（<https://www.jomon-nomori.jp/wp-content/uploads/2024/05/H46001-3-0054.pdf>）



写真 A. 痰壺 A



写真 B. 痰壺 B